

第四條 各科教授及訓練期間左ノ如シ

普通科 男子及女子各二年

本科 男子五年女子三年

研究科 男子一年女子二年

專修科 男子六角女子三月

第三章 教授及訓練科目並時數

第五條 教授及訓練科目課程並時數左ノ如シ

普通科

科目	課程	男子部			課程	時數	女子部		
		第一年	第二年	計			第一年	第二年	計
修身及公民科	國民道德ノ要旨 公民心得	三〇	三〇	六〇	國民道德ノ要旨 公民心得作法	三〇	三〇	三〇	六〇
普通學科	國語國史地理數學 理科音樂等日常 生活ニ須ナル事項	二〇	二〇	四〇	國語國史地理數學 理科音樂等日常 生活ニ須ナル事項	一〇	一〇	一〇	二〇
職業科	農業及商業ノ大要	八〇	八〇	一六〇	農業及商業大要	一〇	一〇	一〇	二〇
家事及裁縫科					家事及裁縫大要				
体操科	体操、教練、遊戲 及競技、武道	五〇	五〇	一〇〇	体操、遊戲及競技	四〇	四〇	八〇	
計		二八〇	二八〇	五六〇		二八〇	二八〇	五六〇	

本科

科目	課程	男子部				女子部	課程	女子部			
		第一年	第二年	第三年	第四年			第一年	第二年	第三年	第四年
修身及公民科	国民道德、要旨、公民心得	三〇	三〇	二五	二五	計	国民道德、要旨、公民心得、作法	三〇	三〇	三〇	九〇
普通学科	国語、国史、地理、算学、理科、音楽等、日常生活、須要ナル事項	七〇	七〇	九五	九五	計	国語、国史、地理、算学、理科、音楽等、日常生活、須要ナル事項	六〇	六〇	六〇	一八〇
職業科	農業及商業ニ関スル須要ナル事項	九〇	九〇				農業及商業ニ関スル須要ナル事項	五〇	一五〇	一五〇	四五〇
放練科	各個放練隊放練陣中勤務、軍事講話、体操、競技及武道	九〇	九〇	九〇	九〇		家事及裁縫、須要ナル事項				
体操科		三八〇	二八〇	二一〇	三三〇	計	体操、遊戲、競技	二八〇	二八〇	二八〇	一一〇〇

研究科

科目	課程	男子部				女子部	課程	女子部			
		第一年	第二年	第三年	第四年			第一年	第二年	第三年	第四年
修身及公民科	国民道德、要旨、公民心得	二〇				計	国民道德、要旨、公民心得、作法	二〇			
職業科	農業商業ニ関スル須要ナル事項	九〇					農業商業ニ関スル須要ナル事項	一三〇			
家事及裁縫科							家事及裁縫、上特ニ須要ナル事項				
放練科	放練、体操、競技及武道	七〇					体操、遊戲、競技	四〇			
体操科		一八〇				計	体操、遊戲、競技	一八〇			

専修科

科目	課程	男子部				女子部	課程	女子部			
		第一年	第二年	第三年	第四年			第一年	第二年	第三年	第四年
修身及公民科	国民道德、要旨、公民心得	二〇				計	国民道德、要旨、公民心得、作法	二〇			
専修科目	珠算、農産加工	八〇					裁縫、手芸、花染、刺繍	八〇			
計		一〇〇				計		一〇〇			

各科、教授及訓練科目ハ適當ニ分合シテ之ヲ授ケルコトアルベシ

第四章 教授及訓練ノ季節並ニ時刻

第六條 普通科本科研究科ノ年ヲ分チテ左ノ三期トス

第一期 自四月一日 至八月卅一日

第二期 自九月一日 至十二月卅一日

第三期 自一月一日 至三月卅一日

第七條 普通科本科研究科教授訓練ノ季節並ニ時刻左ノ如シ

日時刻	季節	第一期	第二期	第三期
教授 訓練 日及	自四月一日 至八月卅一日	自九月一日 至十二月卅一日	自一月一日 至三月卅一日	
時刻	自午前七時 至 全十一時	九月、一日 十五日 十月 毎日	毎日	
教授訓練始終	夜間 午後七時 至 全九時 晝間 午前七時 至 全十一時	夜間 午後七時半 至 全九時半 晝間 午前八時 至 全十一時		

教授及訓練ノ季節及時刻ハ學校長ニ於テ必要ト認メタルトキハ之ヲ変更スルコトアルベシ

第八條 専修科ノ教授及訓練ノ季節及時刻ハ學校長之ヲ定ム

第五章 式日及休業日

第九條 紀元節 天長節 明治節及一月一日ニハ職員生徒學校ニ参

集シテ式ヲ行フ

第十條 休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 祝日 大祭日

二 鎮守祭日

三 日曜日

- 四 夏季休業日 自八月一日 至八月廿一日
五 冬季休業日 自十二月廿五日 至一月七日
六 春季休業日 自三月廿六日 至三月卅一日

第六章 入學 在學 退學

第十一條 入學期ハ普通科本科及研究科ハ毎年四月トシ專修科ハ十月(又三月)トス但シ臨時入學ヲ許スコトアルベシ

第十二條 普通科本科及研究科第一年並ニ專修科ノ入學資格左ノ如シ

- 一 普通科 尋常小學卒業者又ハ之ニ相当スル素養アルモノニシテ年令十二年以上ノモノ

一 本科 普通科終了后高等小學校卒業者又ハ之ニ相当スル素養アルモノニシテ年令十四年以上ノモノ

一 研究科 本科卒業者又ハ之ニ相当スル素養アルモノ

一 專修科 本科卒業者修了者在學者其他年令十二年以上ノモノ
第十三條 前條ノ規定ニ照シ普通科本科及研究科第二年以上ノ年令並素養アリト認メタルモノニ付テハ其ノ年令及素養ヲ斟酌シ相当スル年ニ入學許可スルコトアルベシ

第十四條 入學志願者ハ入學願書(第一号様式)ニ履歷書(第二号様式)ヲ添ヘ學校長ニ差出スベシ

但シ保証人ハ本村内ニ居住シ独立ノ生計ヲ營ム成年者タルコト

第十五條 生徒ハ所定ノ青年學校手帳ヲ所持スベシ

第十六條 生徒ニシテ生業其他ノ事由ニヨリ一時他ノ青年學校ニ於テ教授及訓練ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ青年學校手帳ヲ添ヘ教授及訓練ノ委託方ヲ學校長ニ願出ヅベシ

第十七條 他ノ青年學校ニ委託セラレテ教授及訓練ヲ受ケタルモノ其ノ期間終了シタルトキ又ハ其他ノ事由ニ依リ委託教授及訓練ヲ受クルコトヲ止メタルトキハ青年學校手帳ヲ添ヘ其ノ旨學校長ニ届ケ出ヅベシ

第十八條 休學轉學又ハ退學セントスルモノハ其ノ事由ヲ具シ保証

人連署ノ上學校長ニ願出ヅベシ

休學轉學又ハ退學ヲ許可セラレタルトキハ青年學校手帳ヲ授与シ出席時數其他必要ナル事項ノ記入証明ヲ受クベシ

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該当スル生徒ニ対シテハ學校長ハ退學ヲ命ズルコトアルベシ

一 無届缺席三月以上ニ及ブ者又ハ出席常ナラザルモノ
一 操行修マラス成業ノ見込ナキモノ

第七章 課程ノ修了及卒業

第二十條 課程ノ修了又ハ卒業ノ認定ハ各席時數其ノ他平素ノ學修情況等ニ依リ之ヲ行フ

第二十一條 所定ノ課程ヲ修了又ハ卒業セリト認めタルモノニ對シテハ修了證(第三号様式)卒業證書(第四号様式)ヲ授与ス

第八章 賞罰

第二十二條 學校長ハ精勤ナル者、品行方正學業優等又ハ奇特ノ行爲アリテ他ノ生徒ノ模範トスルニ足ルモノヲ表彰スルコトアルベシ

第二十三條 生徒ニシテ校則ニ違背シ其他不都合ノ行爲アリタルトキハ之ヲ懲戒ス

第九章 講習

第二十四條 本校卒業者修了者在學者及本村民ノタメ隨時必要ナル講習ヲ爲スコトアルベシ

附則

第二十五條 本學則ハ昭和十年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十六條 學校長ハ本學則施行ニ関スル細則ヲ定ムルコトヲ得

(第1号様式)

入學願

本籍

現住所 東京府西多摩郡熊川村

名 姓

年 月 日 星

右者御校

科第 年、入學致

度候條御許可相成度別紙履歷書

相添、此段及御願候也

現住所 西多摩郡熊川村

名 姓

名 姓

保証人氏

名 姓

東京府西多摩郡熊川村組合青年學校長

殿

(第2号様式)

履歷書

本籍

現住所 東京府西多摩郡熊川村

名 姓

戸主ト關係氏

年 月 日 星

學 歴

一 昭和 年 月 何小學校卒業

一 昭和 年 月 何小學校第1年修了

一 昭和 年 月 何小學校第2年修了

一 其他

業 務

一 何年何月ヨリ何業ニ従事

一 何々

賞 罰

一 何々

右ノ通相違無之候也

名 姓

名 姓

(第3号様式)

第 號

修了證

氏 名

年 月 日 星

校 印

右者本校普通科(専修科)ノ

課程ヲ修了シタルコトヲ證ス

年 月 日

東京府西多摩郡熊川村組合青年學校長位勲功郎氏名印

(第4号様式)

第 號

卒業證

氏 名

年 月 日 星

校 印

右者本校本科(修業年限 年)ノ課

程ヲ卒業シタルコトヲ證ス

年 月 日

東京府西多摩郡熊川村組合青年學校長位勲功郎氏名印

議案第三號

青年學校廃止に伴

福生村熊川村組合は福生青年訓練所は昭和十年七月
日限り廃止スルモートス

一理由

青年學校制度實施に伴ひ青年學校に見做サレタル実業補習

學校ト統合シタルニ因リ
生徒処分方法福生村組合福生青年學校相當年ニ編入スルモートス
昭和十年七月二十九日提出
即日原案可決

西多摩郡福生村熊川村組合長 井上久右衛門

西多摩郡福生村熊川村組合員 兼土人古瀬門

昭和十一年七月五日 熊川村組合員 兼土人古瀬門
熊川村組合員 兼土人古瀬門
熊川村組合員 兼土人古瀬門

一 熊川

熊川村組合員 兼土人古瀬門

熊川村組合員 兼土人古瀬門
熊川村組合員 兼土人古瀬門

熊川村組合員 兼土人古瀬門

議案第四號

青年學校廃止一併

福生村熊川村組合員 兼土人古瀬門
昭和十一年七月五日

一 理由

青年學校制度實施に伴い青年學校に見做サレタル実業補習

熊川村組合員 兼土人古瀬門
昭和十一年七月五日提出

西多摩郡 福生村熊川村組合員 兼土人古瀬門

福生村組合要綱

第一章 總則
第一條 本組合は、福生村の行政事務を執行し、村民の福利を促進することを目的とする。

第二章 組織
第三條 本組合は、村民の代表者として組織する。

第四條 本組合の組織は、村民の代表者として組織する。

第五條 本組合の組織は、村民の代表者として組織する。

第六條 本組合の組織は、村民の代表者として組織する。

第七條 本組合の組織は、村民の代表者として組織する。

第八條 本組合の組織は、村民の代表者として組織する。

第三章 財政

第九條 本組合の財政は、村民の代表者として組織する。

第十條 本組合の財政は、村民の代表者として組織する。

第十一條 本組合の財政は、村民の代表者として組織する。

第十二條 本組合の財政は、村民の代表者として組織する。

第十三條 本組合の財政は、村民の代表者として組織する。

第十四條 本組合の財政は、村民の代表者として組織する。

第十五條 本組合の財政は、村民の代表者として組織する。

第十六條 本組合の財政は、村民の代表者として組織する。

第十七條 本組合の財政は、村民の代表者として組織する。

第十八條 本組合の財政は、村民の代表者として組織する。

第十九條 本組合の財政は、村民の代表者として組織する。

第二十條 本組合の財政は、村民の代表者として組織する。